

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合 第6回ワーキングチーム

2024.6.12

愛知県一宮市総務部長 伊藤 正樹



(資料Ⅰ) 基本方針案(β版)に対する地方公共団体からの意見等について

(A) 国の法令・制度等の見直しも含めたBPRを自治体の実態を踏まえて徹底すべき

- ・全自治体の実態を正確に踏まえることは難しいと考えられるため、自治体の様々な実情も考慮しつつ、など言葉を補うべきではないか。

(K) 安易に都道府県単位での検討を進めるべきではない

- ・③基準に合致しない「都道府県」の共同調達による横展開の推進に関する記述について、「都道府県」に拘る必要はなく、主体的な判断において共同調達を進めれば良いと考えられるため、都道府県を削除しても良いのではないか。

(M) ネットワークの整備を進めるべき

- ・ネットワークに関し、他の検討会との整合性を図り、一体的な検討を進めることを盛り込むべきではないか。
- ・今週、消費者庁PIO-NETの更改説明があり、αモデル採用自治体の問題点が意見として提出されている。今後の共通化・共同化の方向性と各種ガイドラインも含め整合性が取れていない指摘を受け止めるべき。

(N) データ連携基盤は国が主導すべき

- ・地域におけるデータ連携基盤共同利用ビジョンに関し問題点が指摘されており、無駄に複数開発されないことがないように更に検討を進める、だけの記述で良いのではないか。

(AG) 自治体への丁寧な意見聴取を行うべき

- ・人口規模により実情が異なるため、連絡協議会要綱の構成員は、全国知事会、全国市長会、全国町村会が「指名する者」としてはどうか。特に市長会は人口規模により実情や考え方が異なるため、複数の代表者が参加できるようにすべきではないか。